

## 文書の挟み板

はじめに 歴史研究室では、興福寺所蔵典籍文書の調査を継続的に実施している。近年は、従来把握していなかった函も調査しつつあるが、その中で第89函65号という番号をつけた文書は、一風変わった形をしている。2枚の木の板の間に、文書が挟んであるのだ。図51をご覧頂きたい。a 2枚の板を紙捻で結んであり、b紙捻をはずすと、板の間から懸紙に包んだ文書が現れる。c・d 懸紙をはずすと、宿紙に記した口宣案だった。このようなことをなぜするのか、その事情を少し考えてみたい。

**事例紹介** この挟み板は、1枚に表書が記されるので、表書のある板をオモテ簡、無い板をウラ簡と称することにする。大きさは2枚ともほぼ同じで、縦39.0cm横7.7cm。厚さは2枚とも0.2cmでかなり薄く感じられ、実際、ウラ簡はヒビ割れにより左右2片に分離している。そして2枚とも、上部・下部の左右に深さ0.2~0.3cm程度の切り込みがある。切り込みは、そこに紐をかけたことが想定されるが、実は、切り込みは上部・下部共に、オモテ簡とウラ簡とでは位置が数mmずれており、うまく位置を合わせることができない。2枚の形も少々異なっており、また木目より、2枚は別材であることが分かる。ならば、2枚は本来は別物だった可能性もありえようが、2枚をそれぞれ別々に整形した場合には、切り込みの不一致も起こりえるだろう。なお、直径0.1~0.4cm程度の小さな穿孔がオモテ簡には3穴、ウラ簡には2穴存在するが、その用途は不明である。

懸紙は樹皮片等が多く混じった楮紙で、紙自体は縦50.7cm横34.5cmだが、本紙を包んだ状態では縦36.8cm横5.9cmで、ちょうど板の大きさに合う。本紙を包む際、懸紙の上端・下端は背面に折り曲げるので、包まれた状態では上部・下部が厚く、中央は薄くなる。その時の厚さは、上部・下部では0.6cm、中央部は0.4cm程度である。厚い上部・下部の位置に、ほぼ板の切り込みが来る所以、切り込み付近で紐をかけると安定しやすいといえる。また本紙である口宣案は、縦34.6cm横52.7cmの漉返紙の宿紙で、畳んだ時は横4.9cm厚さ0.2cmである。端裏銘に「口宣案」とあり、内容は、寛文10年10月10日付で真敬親王を興福寺別当に再任するものである。

オモテ簡の表書には「寛文十年十月十日／第二度御寺務御再任口 宣長者宣」とあり、ここには口宣案のほかに長者宣が見える。その実例と思われる同日付の藤氏長者宣4通も、第94函と名づけた函のなかに伝存している。それら藤氏長者宣は、みな楮紙の奉書紙を用い、懸紙に包み、懸紙には捺封の折跡があり、うち1通には札紙が存在している。オモテ簡の表書によれば、口宣案と長者宣が共に挟んであったようにも読める。しかし板の強度から見て、挟んであったのは口宣案1通のみと考えざるをえない。特に、捺封をした文書を挟むことはまず無理である。可能性としては、長者宣も同時に送ったのでその旨を表書に記した可能性や、あるいは後に受取側が整理のために記した可能性もある。

**古代封緘木簡との比較** この板の用途については、まず、作成したのが発給側・受取側双方の可能性があるが、受取側が文書保管のために板に挟んだならば、興福寺文書の中に他にも類例が残りそうである。ならば、発給側が運搬の際の文書保護のためにつけたものが、たまたま遺存したと考えた方がよいのだろう。とすると、本例との関係が連想されるのが、古代の封緘木簡である。この点はすでに佐藤信「封緘木簡考」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、1997)が、封緘木簡と関係ある後世の事例として、「長方形の材の両端に切り欠きをもつ形態の木簡状薄板二枚で、折りたたんだ紙の文書を直接挟んで綴じ、一方の板に表書を書く」事例を挙げている。この記述からは本例と同様のものが他にも存在するようだが、それ以上の詳細は明らかでなく、事例収集は今後の課題とせざるをえない。

古代の封緘木簡は、本例同様、板の間に文書を挟み、板の左右に入れた切り込みに紐をかけて運搬したものと推定されている。ただし相違点もある。まず形態面では、封緘木簡は1枚の板を割って作り、文書はその割り面に挟むのである。また封緘木簡は、板を2枚に割ったものもある一方で、1枚の板を途中まで割り、割り残りの下部を柄とした、羽子板状の形のものも多い。そして機能面では、封緘木簡は通常、紐を掛けた後に「封」「緘」などと記して封をしている。完形でも「封」がないと思われるものもあるが、少数である(佐藤前掲論文参照)。

この点まず形態に関しては、本例のように2枚の材を

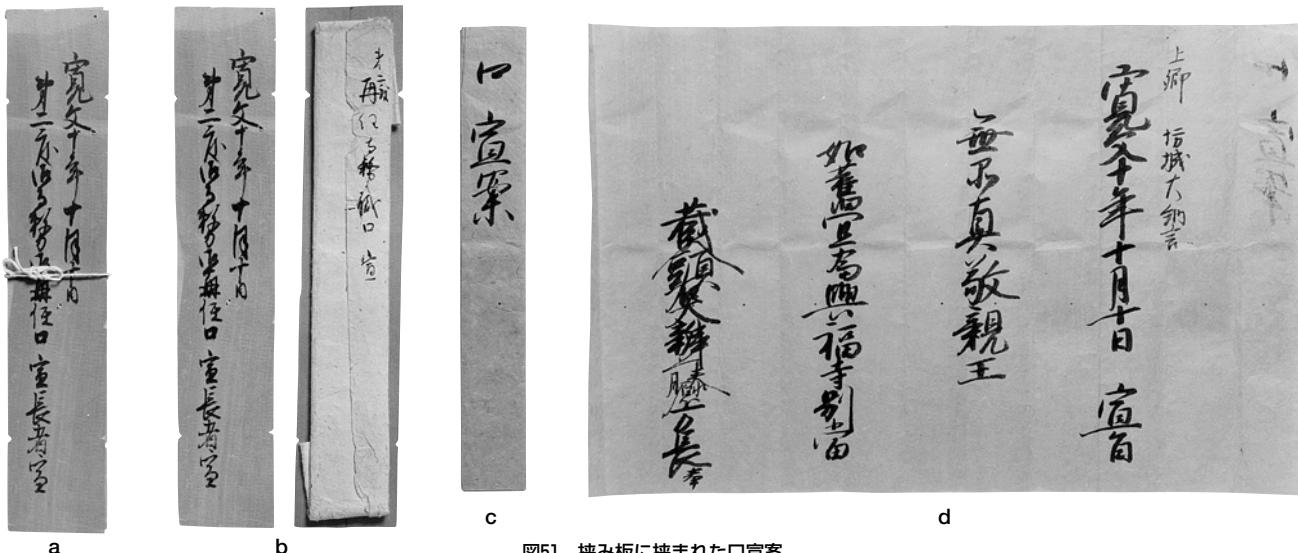


図51 挟み板に挟まれた口宣案

別々に加工した方が作るには簡単だろうが、封緘木筒のように1枚の材を割って加工した方が綺麗に仕上がるようと思われる。また機能に関しては、古代封緘木筒には通常、封をして他人の披見を防ぐという機能があった。本例には少なくとも、封をした痕跡は見いだせない。しかし板に文書を挟んで文書を保護する、という機能においては、両者同一と見なすことができる。

**封緘・容器について** この1例では到底、中世以降における封緘木筒の系譜を追求することはできず、今後の課題とせざるをえない。その上で、封緘等に関して少し問題点を記しておく。

まず、封緘木筒で封緘をした文書とはいかなる文書なのか。一般的に、文書への封は私的な文書ほど厳格に為される傾向があり、公式様文書には切封等が施される例はない（上島有「古文書の封式について」『撰大学術B（人文科学・社会科学編）』7、1989）。実際、古代には官符・解文や飛駆の文書が、路次の途中で無関係の諸国・関司に披見されている現状が問題視されている（『続日本後紀』承和8年（841）8月戊午条・『続日本紀』延暦8年（789）4月乙酉条等）。公式様文書が一般的に厳格に封印されたとは考えがたいだろう。

また古代にフォーマルな公式様文書を運搬する場合には、函に収めるのが正式な方法だったと思われる。飛駆の際には文書は函に入れてさらに囊に納めており（『儀式』飛駆儀）、上表は、函を案に載せて担いでいく（『西宮記』卷13返給表など）。その他、平城宮・京からは細長い刳りぬき木箱が出土しており、文書函・卷物函と想定されている。その蓋には「伊勢国少目大倭生羽進上」と墨書があるものもあり、明らかに運搬用にも用いられていた（小池伸彦「木箱と文書」『木簡研究』11、1989）。そして飛駆の場合は函を糸で緘して松脂で封じるが、さほど厳格な封とは考えられないことは上述の通りである。略式の場

合には函を使わぬこともあるのだろう。しかし、通常封をしている古代の封緘木筒を、単に函の代用と考えるには問題が残るだろう。納める文書の種類等にも相違があったのかもしれない。

一方、今回の例は興福寺別当任命の口宣案である。公文書であるから、封の痕跡がないのも問題なく解釈される。ただし中世・近世においても、文書は函に入れて運搬するのが正式だったのでなかろうか（書状については『消息耳底秘抄』の「文箱封様」・鈴木茂男「文書のかたちと折り方」『書の日本史』9、平凡社、1976参照）。板で挟むのはやはり略式のように思われる。

この点、本例は興福寺別当補任の口宣案だが、興福寺別当補任の際は、『大乗院寺社雜事記』寛正2年（1461）2月22日・24日条などによれば、新別当のもとにまず口宣案が到来し、その後使者が長者宣を持参する。新別当が長者宣を受け取る際には厳粛な儀式を経て請文が作成されるが、口宣案は取り急ぎの連絡であり、長者宣ほどの重要性はなかったように思われる。あるいは、そのような取り急ぎの文書の場合に、函よりも簡単で便利な方法として板で挟むことが行なわれたと解釈できるのかもしれない。

**小結** 文書は、文字のみでは完結しない。封・運搬方法などの文書の取り扱い方も、文書の内容や差出・充所の関係等により、さまざまな方法が意識的に選択されたはずだ。しかしそのような事柄が分かる事例は少なく、自覚的に追求する必要があるだろう。その点、前近代日本の文書のかたちは、卷いて押しつぶすのが基本である。ならば、その運搬の際に板に挟むのは、簡単で有効な保護方法のはずで、実はかなり一般的に例があったのではないかかも疑われる。今回は、たまたま目にした事例をもとに思いつくままに筆を進めたので、さらに史料を博搜した上で改めて考えてみたい。

（吉川 聰）